

令和 5 年 10 月 18 日
業務部首席関税鑑査官

通関業者の皆様へ

～ メール照会に関するお願い ～
事前に貨物の概要を確認のうえご照会ください

関税分類に係るメール照会において、照会貨物に関する情報が不十分であるためHSコードを回答できないケースが見られます。

照会貨物に関する情報が不足していると十分な検討ができず、質問を繰り返すことなどにより回答までに時間を要します。

今般、別紙のとおり関税分類の分野別に必要な情報を整理しました。

迅速かつ適正に回答するため、メール照会に際しては別表をご参照のうえ、照会フォームの「貨物の概要説明」欄に**貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）**及び**分類意見**を記載し、**画像等の参考資料**があればそれらを添付してお問合せください。

なお、照会貨物によっては、さらに情報が必要な場合がありますのでご了承ください。

照会フォームは、東京税関ホームページからダウンロードしてご利用ください。
※照会メールごとに、事前に zip 用パスワードをお知らせいただく必要があります。

<照会フォーム URL 及び QR コード>

http://www.customs.go.jp/tokyo/zei/Inquiry_form&Instructions_202303.xlsx



(別表)

関税分類に必要な貨物の情報

関税分類	必要な情報	留意事項
全般	照会貨物の説明	照会貨物の品名のみで照会することなく、必ず照会貨物の概要（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装）と分類意見を記載してください。
全般	参考資料	カタログ、取扱説明書等の参考資料を添付する場合は、大量の資料をそのまま添付せず、分類検討に必要な部分を抽出するなど、参考となる部分を明確にしてください。また、外国語の資料を添付する場合は、日本語による要約を付してください。
食品全般	100%ベースの成分割合	原則として製品における割合が必要です。
食品全般	照会貨物の画像	分類により必要な情報は異なりますが、画像があれば照会貨物をイメージできるため検討しやすく、また、不明な点を質問しやすくなります。
食品全般	詳細な製法	「cooking」や「preparation」など具体的でない工程については詳細をご確認ください。 (例) ・加熱工程がある場合は、加熱方法、温度、時間 ・発酵工程がある場合は、発酵の種類（アルコール発酵など） ・酵素処理工程がある場合は、酵素の種類あるいは何を分解しているか
飼料（23.09項）	成分割合、包装の詳細	関税率表の品名欄を確認し、必要な情報をお知らせください。 (例) ・粗たんぱく質の含有量 ・乳糖の含有量 ・単価 ・包装（表示、気密容器か否か）
酒	製法、アルコール分、エキス分 発泡性のあるもの：ガス圧	酒税法に係る回答が不要であれば、必要のない場合もあります。
第6部/化学品全般 （混合物）	成分表/構成割合/製造工程	SDS（危険なもののみ記載）では全成分が確認できません。
第29類/有機化合物	CAS番号及び構造式	特に29.01項から29.35項までは、構造分類のため構造式が必要です。
第39類/樹脂	単量体の構造・重量割合及び 重合度	共重合体は単量体ユニットの重量割合により分類が異なるため、単量体の重合割合が必要です。
第61類及び第62類 /衣類	着用時の状態（画像等）	仕様書の絵型のみでは判断がつかないため、着用時の画像が入手できない場合は、サンプルをご持参のうえ窓口でご相談ください。
第64類		体操用、スポーツ用等、検討を要する靴の税番については、画像では判断がつかないため、回答ができません。サンプルをご持参のうえ窓口でご相談ください。
第84類、第85類、 第90類	材質、構造、機能、用途等	照会貨物が部分品の場合は、本体の情報と、本体のどの部分に使用され、どのような役割を持つかをお知らせください。